

とんだばやし



かかし

5月号(No. 158)

発 行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



レンゲ 花言葉ー心が和らぐ 私の幸せー

もくじ

- 営農計画書の提出 2
- 交付金について 3
- 生産緑地地区の指定受付 3
- 地域計画を策定しました 4
- 地域計画区域内の転用について 4
- 農業者年金 4

今年度の「水稲生産実施計画兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書(兼確認野帳)兼水稲共済加入申込書兼変更申出書」の提出は5月9日までです。

営農計画書の提出はお済みですか

水田活用の直接支払交付金

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金を措置しています。

また、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

以下、対象となる主な交付金の内容です。

・対象者
経営所得安定対策に加え、水田で出荷・販売を目的として対象作物を生産する農業者の方

・交付申請書の提出期限

令和7年6月6日(金)
午後5時30分まで

★営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。

★大阪エコ農産物・なごの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。

★野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。

★担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。

★主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません。(水稲の裏作野菜は不可)

水田活用の直接支払交付金 産地交付金の概要について

	対象作物	要件等	交付単価 (10aあたり)
①	地産地消作物 (なにわ特産品を含む)	令和7年度中に、出荷・販売していること (戦略作物※1、たけのこ、そば、②、③、④の対象作物を除く)	6,000円
②	有機農業 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不承認)	有機JAS認証もしくは大阪エコ農産物認証(化学農薬・肥料不使用)を受けた農産物に対する助成	50,000円
③	大阪エコ農産物 (不承認以外)	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成	22,000円
	なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	

④	地域振興作物	地域水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた品目（10品目以内）に助成	14,000円
⑤	担い手の育成	10月1日現在で、認定されている認定農業者等※3 が作付けする①～④または⑥の作物に加算（※別途要件があります）	10,000円
⑥	エコ大豆・エコ新規需要米等加算 ※2	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米（米粉用米・WCS・飼料用米等）、エコ加工用米に加算	13,000円

※施設園芸加算については、今年度より廃止されました。

※1 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米
 ※2 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。
 ※3 認定農業者（国版・大阪版）、認定新規就農者及び集落営農組織。
 ※追加配分や申請状況等によって、交付単価が変わる可能性があります。
 ●お問い合わせ先
 農業創造課
 （内線443）
 ●補助金等の交付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください
 各種補助金等の支払いが始まっていますが、近年の社会情勢において、「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」等悪質な犯罪が多発していることから、補助金等の交付をよそおい、受給予定者の情報等をだまし取るといった

犯罪行為の発生が懸念されます。
 こうした被害に遭われないうち、次の①②に注意くださいますようお願いいたします。
 ①農林水産省、地方農政局等、都道府県、市町村、農協、関係機関などがATM（農協、銀行などの現金自動預払機）の操作をお願いすることや皆様のご自宅に伺い、通帳や印鑑、クレジットカード等の提示をお願いすることは絶対ではありません。
 ②交付金の支払いのため、皆様へ手数料等を請求することは絶対ではありません。
 ・対応例
 ①②の例のように、農林水産省職員等を名乗る者から電話があり、不審な点がありましたら、相手の所属・氏名・電話番号をご確認の上、富田林市役所まで連絡し、確認するなど対応してください。

生産緑地地区の指定受付について

市街化区域内の農地について、生産緑地地区の追加指定を受け付けます。指定には300㎡以上の面積要件等がありますので、追加指定を希望される方は、必ず電話にてご予約の上、相談にお越しください。
 ※相談の際には、固定資産評価証明書等の資料をご持参ください。
 ※一度指定を受けると30年間は農地の適正な管理が義務付けられますが、税制上の優遇措置を受けることができます。
 ●受付期間
 令和7年5月1日（木）～
 令和7年6月30日（月）
 ●受付場所
 すばるホール4階
 都市計画課（内線453）

地域計画を策定しました

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、今後、農地が適切に利用・管理されなくなることが懸念されます。

このことから令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、地域農業の将来の在り方を明確化することを目的に、各市町村に地域計画の策定が義務付けられました。

これにより富田林市では14地区を計画の対象地区と選定しました。

各地区では、市街化調整区域内の農地所有者を対象に、今後の農地利用についてのアンケート調査を実施し、令和6年7月から地域計画の説明会を各地区で開催しました。

説明会の中でいただいた意見を基に、農業創造課において作成に取り組み、



令和7年3月に14地区で地域計画を策定しました。

地域計画策定により、地域農業の将来の在り方や、10年後の耕作者の見通しをつけることで、地区内外から担い手の参入を進め、必要に応じて農地の基盤整備事業など地域の実情に応じた取り組みを進めてまいります。

また、年1回程度の計画見直しを予定しており、新たな取り組みなど、地区の実情に応じた更新を行ってまいります。

地域計画区域内での農地転用について

地域計画の策定につきましては、農業委員会における「目標地図」素案の作成業務において、農業者の皆様にはアンケート調査へのご協力や地域での話合いの場にご参加くださり、誠にありがとうございました。

今後も計画の修正等、ご協力いただくことがあるかと存じますので、引き続きよろしく願います。

また、市街化調整区域内における農地転用については、農地法の許可が必要ですが、地域計画区域内の場合、計画変更という追加の手続きも必要となります。

このため転用をお考えの際は、期間に余裕をもって農業創造課までご相談くださいますようお願いいたします。

なお、農用地区域内については、原則、転用は認められませんのでご注意ください。

しっかり積み立て、安心して豊かな老後を

6つのポイント

- ①いつでも脱退・加入できる
- ②保険料をいつでも変更できる
- ③積立方式だから払った分を受け取れる
- ④全額社会保険料控除の対象で節税効果大
- ⑤80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金
- ⑥認定農業者などの担い手には、保険料の補助

農業者年金

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事なら誰でも加入できます

問合せ 農業者年金基金企画調整室 TEL 03-3502-3942

農業者年金に加入しませんか

全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した農業・農村の情報を届けます

- ◆発行日／毎週金曜日
- ◆購読料／月額700円（税・送料込）
- ◆申込先／農業委員会事務局

日本農業新聞

儲かる、役立つ、面白い！実利実益につながる情報を届けます

- ◆発行日／毎日発行（新聞休刊日を除く）
- ◆購読料／月額3,100円（税込）
- ◆申込先／日本農業新聞（0120-101630）